

第2次厚木市教育振興基本計画
基本理念・基本目標・基本方針
に関する提言書

令和2年3月

第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会

目 次

1	提言に当たって	1
2	第2次厚木市教育振興基本計画策定方針について	2
3	第2次厚木市教育振興基本計画の構成について	5
4	基本理念、基本目標、計画を支える重点的な取組	7
5	基本方針ごとにおける委員からの意見	
	基本方針1 自立につながる生きる力の育成	10
	基本方針2 子どもたちを育てる支援体制の充実	14
	基本方針3 安全な教育環境の整備	15
	基本方針4 安心して共に学べる教育の推進	17
	基本方針5 家庭・地域・学校の協働の推進	19
	基本方針6 地域主体で取り組む社会教育の振興	22
	基本方針7 地域文化の振興と自主的な学びの支援	24
	基本方針8 スポーツ活動の推進	26
6	資料	
	(1) 厚木市第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会規則	27
	(2) 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	29
	(3) 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会会議経過	30

1 提言に当たって

平成から令和になりましたが、今私たちが生きているのは、新しい知識・情報・技術があらゆる領域での活動の基盤としての重要性が増す「知識基盤社会」といわれ、グローバル化や絶え間ない技術革新等の社会的変化が、予測を超えて加速度的に進展しています。

例えば近い将来、進化した人工知能（A I）が様々な判断を行ったり身の回りの物を最適化したりすることなどで、私たちの社会や生活を大きく変えていくという Society5.0 の実現予測が示されていますし、少子化の継続や人生 100 年時代の到来、さらには自然災害の頻発化・甚大化や新たな感染症の克服など、かつて経験したことのない諸課題への対応も迫られています。

このような複雑で予測困難な時代を生き抜くためには、私たち一人一人が、変化を前向きに受け止めて主体的に関わり合い、その過程で人間ならではの感性や判断力を働かせ、自らの可能性を最大限に発揮することで、多様性をいかして豊かな未来（幸福な人生や社会）の担い手になることが大切になります。

とりわけ生涯を通じた人づくりを支える教育の場では、定型的・公式的な問題を効率的に解ける力を育成するだけでは不十分であり、夢や希望の実現のために蓄積された知識を基盤としながら、自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断し、他者との対話や協働しながら粘り強く解決を目指すことで、心身共に健康でたくましく生きることができる力を育むことが重要です。

こうした中で私たち 10 人は、令和元年 9 月に厚木市教育委員会教育長から第 2 次厚木市教育振興基本計画策定委員会の委員を委嘱され、令和 3 年度からの中期的・長期的な指針となる「第 2 次厚木市教育振興基本計画」の策定に向けて、基本理念、基本目標及び基本方針などについて調査審議を行う旨の諮問を受けました。

それから 7 か月間、これまで家庭・地域・学校といった様々な場面で人づくりに携わってきた経歴をもつ私たちは、月 1 回のペースで未来を担う人づくりに対する理想と地に足の着いた取組などについて熱心に議論を重ねました。

本提言書は、その議論の結果をまとめたものですが、基本理念は不易のところとして継承しながらも、基本目標は「挑戦」「共生」「創造」をキーワードに一新するとともに、基本方針も 8 つの柱へと絞り込みました。また、各基本方針については、今後、具体的な施策化を図るときに、厚木市らしさを含めて大事にしてほしいことも多角的に整理してありますので、これをもって諮問への答申といたします。

教育環境日本一の実現に向けて厚木市教育委員会では、これから「第 2 次厚木市教育振興基本計画」の策定を進めていくことになると思いますが、未来を担う子どもたちの教育や、生涯にわたる自分づくりのために本提言をいかしていただければ幸いです。

最後に、私たちの自由で開かれた議論を支援して下さった事務局をはじめ、御理解と御協力を賜りました皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

第 2 次厚木市教育振興基本計画策定委員会委員長 横田 宗一郎

2 第2次厚木市教育振興基本計画策定方針について

検討を始めるに当たり、厚木市教育委員会から次のような第2次厚木市教育振興基本計画策定方針が提示されました。

(1) 策定の背景

現在の厚木市教育振興基本計画の計画期間が令和2年度をもって満了を迎えることから、第10次厚木市総合計画と連携した新しい時代にふさわしい計画として、令和3年度を始期とする第2次厚木市教育振興基本計画を策定するものです。

なお、教育振興基本計画の策定については、教育基本法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められているものです。

(2) 計画期間

令和3年度から令和14年度まで

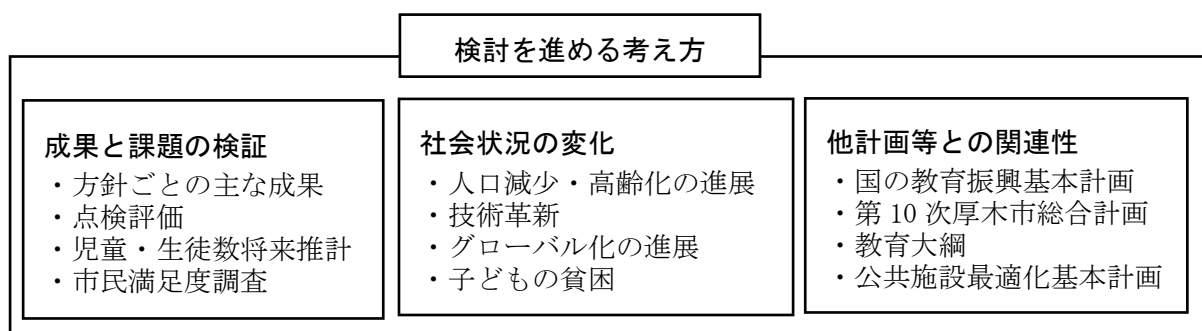
(3) 計画の構成

「基本理念・基本目標」は長期的に取り組む必要があるため12年間、社会状況の変化に対応するため中期的に取り組む「基本方針」については6年間、実際に実施する事業の計画「実施計画」については3年ごとの計画とします。



(4) 計画策定に当たる考え方

策定に当たっては、現在の計画の成果と課題を検証するとともに、社会状況の変化や第10次厚木市総合計画等との関連性に留意して検討を進めます。



(5) 計画策定に当たって主に配慮すべき視点

本市で暮らし、そして学ぶ子どもたちが、社会の多様な変化を受け止め、生き抜く力を身に付けることができるように、次の視点に配慮し、検討を進めます。

ア 生涯学び、活躍できる環境を整える

「人生100年時代」の到来に向け、仕事・家庭・地域において、誰もが生涯にわたり活躍できるよう、社会教育の視点から、学び続け、学んだことをいかせる環境を整える必要があります。

イ 自己肯定感・自己有用感の育成

夢と志を持って自分の可能性に挑戦するための礎となるよう、子どものころから（道徳教育などを通して）、「自己肯定感」や「自己有用感」を高める必要があります。

ウ 子どもを守る

子どもを取り巻く環境の悪化（いじめ問題、**貧困**、児童虐待、SNSによるトラブルなど）を防止し、大人が責任を持って、未来を担う子どもたちを守る必要があります。

エ 地域と学校の連携・協働

コミュニティ・スクールを始めとした**地域と学校の連携・協働**を推進するとともに、市内5大学や企業等の協力を得ることにより、子どもたちの成長をしっかりと見守る必要があります。

オ 新しい時代の教育

グローバル化、ICT化などに対応できる教育環境の整備や**持続可能な開発のための教育（ESD）**を推進し、社会の持続的な発展に寄与できる人材を育成する必要があります。

(6) 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会の設置

「基本理念・基本目標」及び「基本方針」の案を策定するため、第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会を設置します。委員は、幅広い分野から意見を聴くために、公募市民、学校教育・社会教育・家庭教育に携わっている関係者、学識経験者、保護者で構成します。

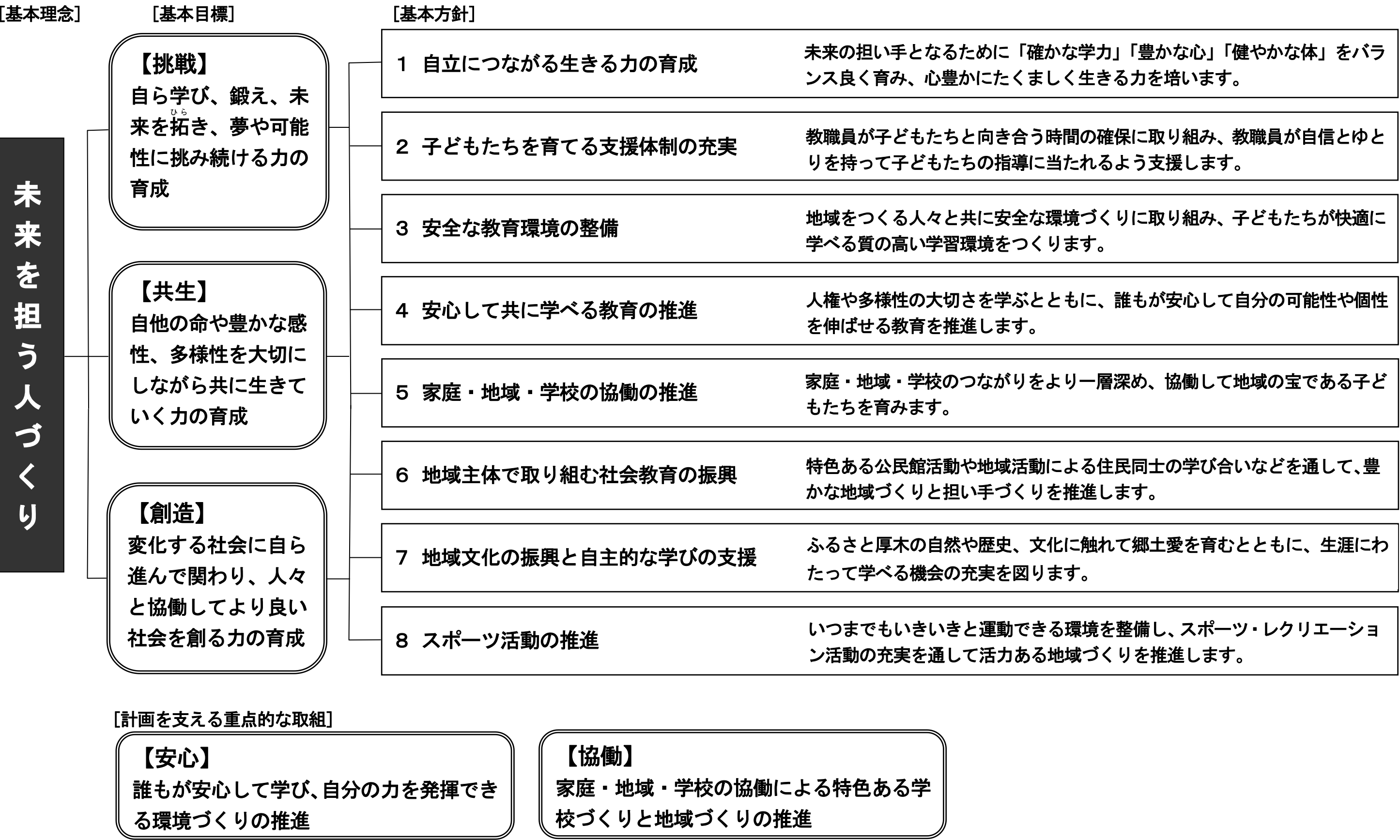
(7) 策定スケジュール

市民参加については、「基本構想、基本計画等の策定等」に該当するため、パブリックコメント及びパブリックコメント以外の市民参加の手法二つの合わせて三つ以上の参加手続の実施が必要となります。

令和元年9月	第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会を設置・諮問
令和2年3月	答申
令和2年5月	意見交換会実施
令和2年10月	パブリックコメント実施
令和3年1月	計画策定

3 第2次厚木市教育振興基本計画の構成について

第2次厚木市教育振興基本計画を構成する基本理念、基本目標、基本方針、計画を支える重点的な取組について、次のとおり提案します。



4 基本理念、基本目標、計画を支える重点的な取組

「第2次厚木市教育振興基本計画の構成について」で示した基本理念、基本目標、計画を支える重点的な取組は、次のような考え方で案を作成しました。

(1) 基本理念

現計画の「未来を担う人づくり」を継承します。

教育基本法では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定めており、厚木市教育振興基本計画の基本理念は、この普遍的な教育の目的を表したものであるといえます。また、国の第3期教育振興基本計画や新学習指導要領、かながわ教育ビジョンにおいても、変化の激しい予測困難な時代が到来する中、持続可能な社会や未来の地域の担い手を育成していく必要性がうたわれており、国・県が示す方針などとも合致しています。

基本理念は、教育のあるべき姿を表わすものです。社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手を育成するため、第2次厚木市教育振興基本計画においても、「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げます。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、未来を担う人として持っていてほしい力、育てていきたい力を「挑戦」「共生」「創造」のキーワードで表し、基本目標としました。時代や社会が激しく変化していくことが予想される令和3年度からの12年間、特に力を入れてほしい、市民の皆様には強調して伝えたいことを掲げ、市職員や教職員を始め、地域・保護者の皆様、子どもたちにも分かりやすい表現としました。

「挑戦」は自分のこと、「共生」は他者との関係、「創造」は社会全体との関わりを示しており、それぞれ「自分づくり」、「仲間づくり」、「社会づくり」とも捉えることができます。子どもの頃は自分づくりが中心となりますが、成長するにつれて人や社会との関わりは広がっていきます。そして、「自分づくり」においては、夢に向かってたくましく挑戦し続けること、「仲間づくり」においては、多様性を尊重すること、「社会づくり」においては、主体的に社会に関わることに重点を置いています。

【挑戦】自ら学び、鍛え、未来を^{ひら}拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

これからの社会は、超スマート社会（Society5.0）に代表される産業構造や、人々の働き方・ライフスタイルの変化など、激動の時代が予想されます。子どもも大人も、そうした時代を豊かに生き抜くためには、自らを律して困難に立ち向かい、追い求め

る夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続けることが求められています。

そのために必要な教育は、自分自身を磨いて生きる力を身に付けるとともに、身に付けたことをいかしていく力を育むことです。グローバル化、人工知能（AI）やビッグデータ等の技術革新、Society5.0などに対応できる教育環境の整備や、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進など、未来を切り拓いていくために必要な新しい時代の教育も取り入れていくほか、人生100年時代の到来に向けて、いつまでも学び、活躍できるよう、多様なニーズに対応できる環境を整えていくことが必要です。

【共生】 自他の命や豊かな感性、多様性を大切にしながら共に生きていく力の育成

誰もが社会の一員として認められる共生社会を創るためには、尊い命や人権を大切にし、それぞれが持つ感性を働かせながら共に生きていく豊かな心を育むことが求められます。つまり、自分で未来を切り拓くと同時に、自分を尊重することと同じくらいに他者を思いやる気持ち、違いや多様な個性を尊重し合う気持ちが欠かせません。

子どもの頃から、豊かな自然や文化に触れて感性を高め、家庭や学校、地域社会など、自分らしさや多様性が認め合える環境の中で安心して生活や学習をすることで、自分の可能性に挑戦する礎となる「自己肯定感」や「自己有用感」を高めます。さらに、豊かな心を育む道德教育や人権教育を推進し、一人一人が大切にされる、自分らしく生きていける、誰もが生きる意味を見出せる社会づくり、まちづくりにつなげていくことが必要です。

【創造】 変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

情報化や科学技術の進展、人口減少、少子高齢化、地球温暖化、災害の多発など、社会や環境が大きく変化する中、持続可能な社会を創る必要性が叫ばれています。今あるものをどのように変え、どのように良くしていくかが重要ですが、変えていくためには、新しく柔軟な考え方を生み出す必要があります。新たな考えを人々と共有し、協働しながら課題を解決していくことが、より良い社会の創造につながります。そのためには、多くの人々が変化する社会に主体的に参加する、関わることが重要で、そこで協力し合って行動することで、社会づくりへの意識は更に高まっていきます。

より良い社会づくりのためには、より良い家庭づくり、学校づくり、地域づくりが欠かせません。コミュニティ・スクールを始めとした家庭、地域、学校が協働した活動を推進するとともに、市内の大学や企業等の協力を得た学校づくりと地域づくり、地域ぐるみによる家庭教育支援の充実などが求められます。また、新しい社会や地域の在り方を考え、共に学び、学んだことをいかせる環境を整えるとともに、地域活動やスポーツ・文化活動などを通じたつながりをいかすことで、新しい社会を創る人材を育成することが必要です。

(3) 計画を支える重点的な取組

計画の検討を進める中で、基本理念、基本目標を実現するために欠かせないものがあることを再確認しました。「安心」と「協働」です。これらは、今までも力を入れてきた厚木の特徴ともいえる取組ですが、教育施策を実施していく上では無くてはならないものであり、今後も更に強化していくべきと考え、計画を支える重点的な取組として、計画に位置付けるものとししました。

【安心】誰もが安心して学び、自分の力を発揮できる環境づくりの推進

近年、いじめや不登校、貧困による教育格差、児童虐待など、深刻な課題や事案が発生しています。また、台風の大型化や巨大地震といった気象災害の激甚化、夏の高温化などにより、生活の安全性や快適性が脅かされる事態が増えています。

市では、インターナショナルセーフスクールや子どもの見守り活動といった安心・安全に関する取組を市民協働で展開していますが、新計画では、安心できる環境があってこそその教育であることを改めて明記すべきと考えました。家庭や学校はもちろん、地域社会も含めた学びの場・生活の場が安全で居心地の良い場所であることが子どもたちの健やかな成長に欠かせません。

安心を保障するということには、様々な意味があります。教育施設の安全性・快適性の保障や、学びのセーフティーネットといった教育機会の保障のほか、「自分らしくいられることを保障する」という意味や、子どもたちが何を実現できるようになったかという学力の到達度など、一人一人に光を当てた様々な安心を保障することも求められています。また、子どもも大人も防犯や防災について学び、自分の身は自分で守る、安全な環境は自分たちでつくるという意識を高めることも大切です。

【協働】家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進

厚木市においては、全ての取組に「市民協働」が欠かせないキーワードとなっています。厚木市の大きな特徴であり、社会の持続可能な発展のためには、今後、更に大切になってくるものです。

コミュニティ・スクールについては、家庭、地域、学校が教育ビジョンや学校課題を共有し、共に知恵を出し合いながら、より一層協働して学校づくりを進めていくことが必要です。学校教育と社会教育の特性をいかして連携を深め、既にある環境やつながりを活用した様々なネットワークづくりを進めていくことが求められています。

また、厚木市のように高校や大学が多く立地する都市は、県内でも多くはありません。恵まれた環境をいかして、多様な人々との協働や学び合いを進めることができれば、より豊かな考えが生まれ、より良い学校や地域、社会を創造していくことができます。

5 基本方針に対する委員の意見

第2次教育振興基本計画策定委員会における各委員の発言を基本方針ごとにまとめ、概要を記述しました。

基本方針 1

自立につながる生きる力の育成

未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。

○従来の教育では、主権者意識を育むことが希薄になっている。憲法にあるように日本は主権在民であり、国民が社会や国家をつくっていくものである。そのためには、一人一人がよく考え、よく学び、良い選択をできる資質を培うことが大切であることから、主権者教育により力を入れる必要がある。

○今後、社会や働き方の変化が激しくなる中で、育むべき「豊かな心」には、激動の時代の中での感受性、環境や社会の変化に対する関心という意味も含めて考えるべきである。「自立」あるいは「自律」した国民になるという主権者意識の問題にもつながる。

○人任せ主義あるいは依存主義ではなく、まずは自分が中心となって自ら行動していかなければならないという主権者意識を、子どもたちを始めとする厚木市民に育ててもらうべきである。

○今はあまりにも子どもたちのセルフコントロールの力が弱くなっている。昔は父親が怒って規範意識や道徳観を育てていたが、今は優しさばかりで、十分に育てられていない。また、きちんと学んで尊い一票を行使してこそ、素晴らしい民主主義はできるが、今は真剣に考えず、他者に委ねてしまっている状況である。そういう意味から、自立することが大切となる。

○自立は最終的な到達地点であり、より良い自立のための学校教育、家庭教育、地域教育と言える。

○学ぶのは自立するためであり、しっかりとした個を確立するために学校教育はある。

○子どもたちは、より良い学校教育を受けることで、きちんと社会を見つめて、より良い社会を創り、未来を担う人になる。学校教育を充実させることは、より良い社会を創っていくことにつながる。

○教育の目的は、言語能力などのベーシックな力を身に付けて、社会に参加できるようになることであるが、これからの社会を見つめると、学び方を身に付けることこそが大切となる。学校を終えて社会に出ても個性を発揮し、一生かけて人生を充実させていくためには、そうした主体的な力を鍛えることが重要となる。今までは、これだけを学べば一生通用するというものがあったが、これからは社会が激変するため、学校で学んだことの中には、すぐに陳腐化してしまうものもある。このため、学び続けること、学び直しは一生しなければならず、そういう生き方、コミットの仕方を培うことが求められている。特に、学校では子どもたちの言語能力、読解力、集中力、思考力を鍛えた上で、更に知識を活用し、主体的に学ぶ教育をしてほしい。

○知識の量(効率的詰め込み)から知識の質への転換を図ることが必要である。特に、知識を活用する力(幅広い思考、粘り強い試行錯誤、発想力)を育成する。また、AI依存や過剰ともいえる生活便益の発達・普及の影響下、理論より直観に傾きがちな時代特性に流されることなく、言語能力の根幹をなす論理的思考力の育成に注力すべきである。

○今の子どもたちが抱えている課題として、学びはするが、それをいかせない、行動に移せないという問題が学校教育を中心にあることが挙げられる。学んだことを成長してから様々な場面でいかすような姿勢を身に付けてほしい。

○今の子どもは、辞書で調べる方がより覚えられるにもかかわらず、スマートフォンで調べていることが多い。インターネットは簡単に答えを教えてくれるため、子どもが自分自身で考える機会が失われている。自分で考えて答えを出していく力を身に付けていくべきである。

○義務教育は、人間としての基礎づくり、価値観を持つための基礎・基本をつくる段階である。どんなに社会が変化しようとも、義務教育は、人間の基礎をしっかりと踏まえた教育内容でなければならない。そうしたものを積み重ねた中で、いろいろなことを経験し、社会の変化に目を向けられるようになることが大切である。

○社会全体が教育機能を持ち、その中で効率よく人の基礎づくりをする教育機関として、義務教育は位置付けられる。生産性が上がることで大人に余裕ができ、さらに社会全体の教育機能が高まっていくことを前提に教育施策を進めていくべきである。

○「確かな学力」を大前提とされて、苦しんでいる子どもたちはたくさんいる。学力だけでなく、心も体もバランス良く育むということが、教師にとっても、子どもにとっても、保護者にとっても、地域の人にとっても良いと思われる。

○「確かな学力」を身に付ける上では、ただ知るだけでなく、できなかったことができるようになるという点が重要である。今の子どもたちは昔に比べて原体験があまりに少なく、視聴覚メディアを通した膨大な情報に接するだけで分かったつもりになっている。今の子どもたちが直面している問題であり、これから国際社会で外国の人と関わっていくうちに、こうした弱点が露呈していくことが懸念される。これに対応できる教育が必要となる。

○「生きる力」は、学校教育の根幹にある部分で、この 20 年間大事なキーワードとして使われてきた。

○グローバル時代をたくましく生き抜ける力を育成する。国際的感覚及び素養を養い、各種外国語を取得し、外国の歴史・文化に親しみ、外国人を許容して親和的に共存する態度を培う。

○グローバル化が進むことによる国際教育を実施する一方で、地域について深く多面的に学ぶ地域教育を実施してほしい。

○厚木のまちには、農業や物流の拠点といった教材がたくさんある。こうした環境をいかして、教師も子どもも親も一緒に学べれば、たくましい子どもが育つ。今の子どもたちに足りないのは、知恵や知識ではなく、たくましさである。これには、親も教師も子どもに失敗をさせないようにしていることが大きく関係している。今は、グローバリズムと言われているが、グローバル化しているのは一部の人だけであり、現実には二極化している。グローバリズムと地域の教材を活用したローカリズムを合わせて推進すべきである。

○これからのグローバリズムが進む時代に必要な人材は、くじけず挑み続けられる人である。環境が変化する中でも、したたかにチャレンジし続けることができる人材の育成が求められている。

○今は、親が子どもを囲い込んでしまい、時間の使い方まで決めてしまっているため、子どもたちの弱体化を招いている。子どもは反発する力もなく、逆に従っている子はいい子となっている。挑戦する機会、失敗する機会が奪われていることで、子どもの弱体化という問題が発生している。今後は、メディアのますますの発達により、弱体化の危険性は増していくため、教育においてその対策を考えなければならない。

○理想に照らして現実を吟味し、より真実への接近を目指して、粘り強く変革・向上していこうとする精神に裏打ちされた実行力を育むことが必要である。

○高度な情報化時代を主体的かつ自律的に処していけるよう、SNS環境を正しく処していける知識、技能、習慣を身に付ける必要がある。そのためには、情報との接触、収集、活用、プレゼンテーションなどの基本的な情報活動についての知識、技能を習得することが必要である。

○デジタル化により社会は急速に発展しているが、デジタルは1とゼロの二つの価値であらゆる情報を押さえていく技術であることを認識すると同時に、情報機器を使いこなせることも必要となる。また、情報収集、分析、考察、プレゼンテーションなどの一連の能動的な学びに、情報活用能力は欠かせないが、現実には、大きな情報格差が発生している。その格差ができるだけ生じないように、全ての人が使いこなせるようになることを目指すべきであるため、情報メディア活用教育を取り入れるべきである。

○教育メディアの進化に応じて、教授・学習技法を革新する必要がある。

○同年代の中で考えを戦わせ、すり合わせをしながら、自分の認識を磨いていくことで、独善への没落を防ぎ、同じ環境下でも多様な思いや認識があることを知ることが大切である。

○独習では得られない、他者と心を通わせながら学び成長していけることの喜び、集団でやれること、力を合わせることに秘めている深い意味を体験させることが大切である。

○大人が働く姿を子どもたちに見せることや、子どもたちが地域の中で働いている人やその生き方に触れて学ぶことはとても大切である。

○学力が二極化している学習状況への支援をする。

○公立中学生の1割は不登校傾向があり、学力の二極化を招いている現状がある中、これを解決することは、学校教育の枠組みだけではできないと思われる。厚木市にはアミューあつぎや図書館、博物館、子ども科学館など、立派な社会教育施設があるため、学校教育と連携してもっと使っていくべきである。

基本方針 2

子どもたちを育てる支援体制の充実

教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、教職員が自信とゆとりを持って子どもたちの指導に当たれるよう支援します。

○現在、先生たちは疲れ、先生になりたい人も減っている現状がある。教育のプロフェッショナル以外の業務が増えており、それらに膨大な時間を取られているようでは、伸びやかな子どもは育たない。先生たちが子どもにいきいきと関わることで、いきいきとした子どもたちが育っていくような教育に改善する必要がある。

○学校は、子どもたちにとって楽しく、明るい場所であってほしい。そのためには、先生たちがはつらつとしていることが必要であり、先生にもっと自由とゆとりを保障することが大切である。

○校長が明るい先生たちも明るくなり、先生が明るい子どもたちも明るくなる。子どもは家では親の顔を見るが、学校では先生の顔を見る。先生が不安定だと子どもは話を聞かなくなり、怒らないとどんどん騒ぎ出してしまう。安心して学ぶためには、先生が与える子どもへの安心感がとても重要となる。

○人的支援の充実は大切であるが、先生のサポート体制、支援体制全体の充実も必要である。また、教員一人一人の指導力を高めることも欠かせない。

○学校に行くと、先生たちが本当に大変であることが分かるため、人的支援は必要である。配置はされていても、十分でないところもあり、支援を更に進めてほしい。

○草刈りや簡単な引率、プールの安全の見守り、クラブ活動の指導などは、先生でなくとも地域の年配者でもできるため、地域による支援を進めるべきである。

○技術が進んでも楽になることばかりではなく、かえって仕事が細かくなり大変さが増しているところもある。教職員の働く環境問題も同様で、ある程度のところで仕事を切っていったり、分業したりしていかなければならない。中学校には部活があり、一生懸命な先生の業務の負担は増す一方、その指導を受ける子どもも大変なところがある。

基本方針 3

安全な教育環境の整備

地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境をつくれます。

○人づくりを目指す中では、教育の場はすごく重要なもので、これから社会の不安定さが増していく中で、安全と安心の確立はとても大事になる。

○今まで安心と安全に関わる取組は、一くくりで進められてきたが、いろいろな事業を進める中では、安全が中心になっているものと、安全より安心の要素が強いものがある。より良い環境をつくることと、それがあった上で安心して学べる教育を推進することは、切り分けた方がいい。

○安全に対する厚木市の取組は評価されている部分であり、更に推進する必要がある。

○厚木中の先生たちが黄色のベストを着て、校門やあちこちの交差点に立って生徒たちを見守っている姿を見るが、たくさんの先生が校外にまで出て見守っていることはすごいことであり、もっと市として支援してあげられると良い。先生と生徒が声を掛け合いながら、笑顔であいさつしているところは、見ていて、とても良いと思う。また、厚木小には登校班はないようだが、多くの保護者が子どもやグループと一緒に歩いている姿を見ると、他市よりも優れた安全への取組だと感じる。ハード面の安全ばかりでなく、こうしたソフト面の安全をこれから先も大事にしてほしい。

○校舎の問題では、耐震や暑さ、寒さ、風などへの対策があるが、快適な教育環境という意味では清潔さも大切になってくる。トイレについては、子どもたちが利用しにくいという話もあるため、これからも改修を進めてもらいたい。

○肢体不自由の子どもがいたら、その子のいる学年は1階の教室となり、同様の子の転入がある場合は、学期途中であっても同じ対応をしている。車椅子を使っている保護者が授業参観に来た時には、先生がその保護者を背負って階段を上っている状態である。今後はエレベーターの設置などバリアフリー化が必要になってくると思われる。

○安全な教育環境の整備については、教育委員会だけでなく市長部局も関わってくる。安全な教育環境をどう提供していくかは、教育権を保障する大前提となるため、市長部局とすり合わせをしながら膨らませていくと良い。

○安全な教育の観点からは、運動会の組体操で大きなピラミッドを作る危険など、具体的な教育内容への配慮も必要である。

○防災用の子どものヘルメットについては、持っていく不便さや忘れるなどの課題もあるが、安全な教育環境の延長線上には、ヘルメットの支給の拡充なども必要となる。また、教員用として、学校の様々なところに設置することも重要である。

○現在では、夏の高温化や台風・地震の巨大化など、昔にはなかったような新しい危機が発生しているため、それらに対する計画的な対策をしていくべきである。校地内の樹木も台風対策として整備していかなければならないと感じる。

○小学校2校と中学校1校によるインターナショナルセーフスクールの活動は、取り組んだことによって学校内のけがは減り、安心・安全な環境が整ってきている。これからは取組の成果やノウハウを全小・中学校に広めることに力を入れるべきである。3校の活動が無駄な労力とならないように、市全体の財産にできる取組があると良い。安心・安全は与えられるものばかりではなく、自分たちでどう環境をつくっていくのかという視点を児童・生徒たちに持たせることが重要である。

○自治会では年度初めに子どもの見守り隊を募集し、活動している。毎日のように見守っていることで、登校しない子を気に掛けるようになる。様子が気になる子がいれば一緒に登校するなど、見守り活動は子どもの心のケアにもつながる。

○児童・生徒に危害が及ぶような事案が発生した場合には、地域との情報共有も重要であるため、学校運営協議会などの組織を活用して、細やかなネットワークがつけると良い。

○小学生も含め、中高生のいじめやトラブルの原因の多くは、ネットを中心としたものと思われる。専門業者が削除した方が良いネット上の書き込みを見つけると、連絡がくるネットパトロールのシステムがあるため、活用することを検討すべきである。教員は、子どもたちだけで共有しているサイトを見ることができず、専門業者でないと入り込むのは難しいと思われる。

○地震の対策として、私学では他市にいる時に被災した場合、私学同士で生徒を預かるシステムができている。厚木市も、私学の取組を参考にして、同様のシステムの導入を検討すべきである。市内には逃げ込みポイントがたくさんあるが、それを活用するためのシステムについても考えていくべきである。

○安全は、青少年健全育成会など地域で事業を進めるに当たっても重要となる。

基本方針4

安心して共に学べる教育の推進

人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。

○本来、いじめで学校に来ることができない子どもは一人でもいてはならない。重い問題だが、人が嫌がることをどうしてしてしまうのかについて、どう捉え、どう対処すべきか、深く話し合うことが大切である。

○いじめの問題は、大人から差別的な話を聞いて、子どもにも差別感が広がってしまうところがある。不登校の理由はいじめだけとは言えず、その子のいる環境によるものが大きいと思われる。家庭では虐待の問題もあり、学校では障がいのある子やその疑いのある子が一律に教育を受けられないという問題もある。課題は多いが、いずれも安心できる環境をつくることが大切となる。

○現在、全国の公立中学校の生徒は 10%が不登校傾向にあるという数字があり、予備軍も含めれば、もっと多くいることになる。楽しいはずの学校に行けない子がこんなにもいるということは、大きな問題であり、厚木はそうならないように取り組んでいく必要がある。

○学校に来ることができない子どもが公民館で学んだり、図書館をウィークデーにも使いやすくしたりして、学べる環境を整えるべきである。

○学校では、子どもたちを分かるようにしたい、できるようにしたいというところから話が始まりがちだが、分かるようにするには、まず参加することが重要となる。安心して居心地よく参加する場がある上に、「分かる、できる」があるため、子どもの力を芽生えさせる場はとても大切である。

○子どもでも大人でも、一人一人のポテンシャルが最大限発揮される社会や教育であってほしい。自由かつ秩序が保たれ、伸びやかに安心して生きられる社会であると素晴らしいが、法やルールへの押し付けによるがんじがらめの安心であってはならない。

○全てのあってはならないような事件は、人権教育から発生しているようなものだと考えられる。社会教育で扱う人権教育は差別と偏見からスタートしていたが、今切実な社会問題として出てきているのはいじめと虐待である。それを無くすためには、教

育の中でしっかりと人権感覚を磨いていくことが欠かせない。

○人権や多様性は、学ぶだけでなく、大切にすることが大事なので、具体的な事業につながるよう検討をしてもらいたい。いじめなどが起こってからどう対応するかではなく、初めからそういうことがないように心を育む事業を進めてもらいたい。

○既に行われているインクルーシブ教育やPTAとの連携などによる自由な教育活動が、地域住民参加の形で幅広くのびやかに展開されていく。そんな互助、共助、公助が一体になって息づく社会にしていき、学校も地域社会も平和で楽しい、明るく活気に富んだ「学び舎」にしていける。

○一人一人に光を当てる教育が大切になっており、それぞれの状況にカスタマイズした教育を推進していくことで、より安心して学べる教育を保障することにつながる。

○どの学校も直面している壁は、家庭教育との関わりである。今はスクールカウンセラーがいるのは当たり前で、スクールソーシャルワーカーが求められている時代である。スクールソーシャルワーカーと一緒に動かないと解決できない問題が家庭の中にたくさんある。そうしたところの支援を重点化していくことも必要だと思われる。

○共生社会が成り立つためには、自分を尊重するのと同じくらいに他の人達の気持ちや生活を大事にすることが必要であり、その思いの中から安心感が生まれてくる。

○LGBT、性的マイノリティのために学校に行くことができないという問題、県が進めるインクルーシブ教育の厚木らしい取り入れ方、外国籍の児童・生徒の対応などの問題に対して、施策の部分できちんと対応できれば、厚木市独特の取組ができる。特にLGBTの問題は、小・中学校ではあまり出ないが、高校ではどこでも出てくるため、事業の中に位置付けられるといい。

○地域的な違いもあるが、外国籍の児童・生徒が増えてきていることによる課題に対応していく必要がある。

○学び直しも含めた教育機会の提供は広い意味での安心となるため、強く打ち出すべきで、そのことが厚木らしさにもつながる。

基本方針 5

家庭・地域・学校の協働の推進

家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。

○学校には、地域や教育委員会からいろいろな要求やニーズが入り込んでくるだけでなく、ITやアクティブラーニング、グローバリズムなどが入ってきている中で、学校に多くのことを期待することは難しくなっている。大事なものは、どういう学校づくりを進めていくのか、どう地域と協働してコミュニティ・スクールを進めていくのか、学校教育と社会教育をどう連携させていくのか、既に整っている良い教育環境を活用してどう様々なネットワークをつくっていくかという点である。学校教育をどう助けてあげるか、社会教育や地域とどう手を握るのかについて考えることが重要である。

○まずは家庭、地域、学校の触れ合いがあり、それを核に、地域の宝である子どもを育てるために三者が協働していくことが重要となる。家族の触れ合いがふんだんにならない家庭、地域との触れ合いがない家庭から、学校に行きたくないなどの課題が出てきてしまっているように感じる。

○家庭、地域、学校の三者が協働することで、地域の力が高まり、子どもたちが地域を愛することにつながることも大事なことである。

○地域学校協働活動を推進するための一つの案として、各学校にPTA役員のOBや学校管理職のOBなどを地域活動推進員として配置するという方策が国から示されている。その推進員が学校運営協議会という協議組織と、具体的な活動をする地域学校協働本部とをつなげ、学校と地域を一層密接に結び付けていくという方針があることを踏まえると、厚木市においても地域と学校のつながりをより一層強固にしていくべきである。

○教育を進めるに当たっては、地域の広範な人材を活用すべきである。

○社会教育の講座などは本人が選択して受講するため、本当に学んでほしい人がなかなか学ぶ場に来てくれないという課題がある。一方、義務教育は、基本的には誰もが学校に行き、そこで自立した社会人になるための教育を受ける。その学校教育現場で学びへの姿勢をしっかりと身に付けさせておかないと、社会人になってから自分を学びの場に置くことはなかなかできない。だからこそ、学校や先生だけでなく、社会

や地域が協力して学校教育を充実させるための方策を進めるべきである。

○厚木市はコミュニティ・スクールの全校導入や中学校の完全給食、数多い児童館、乳児などの子育て環境の充実など、保護者にとっては、子育てしやすいまちと言える。これからも、他市町村の良いところを取り入れながら、厚木らしさやたくさんの自慢できることを進めてほしい。

○厚木市は、子どもの支援は良くできているが、親への支援や地域社会への支援が弱いと感じる。子育てに力を入れているまちと言うのであれば、親を育てたり地域を活性化したりする具体的な事業に取り組むべきである。

○人間としての基礎の部分、価値観や人生に影響を与えるコアの部分で、幼児を含めて子どもが一番影響を受けるのは両親、保護者になる。身に付けてもらいたい大事なこと、人として押さえておきたいこと、外してはいけないことをきちんと教育するべきである。

○家庭教育の主体である親が、保護する子どもたちに対して、より良い教育をするためには学びが重要で、そこへの支援が特に大切になる。幼児虐待が起きてしまう背景には、親になる前に学ぶべきことが学べていない人がいるからだと感じる。ただし、虐待をする親も、幼少期に自分の親から様々な虐待を受けていることも多く、悪い連鎖が起きているところもある。親は子どもが人生で初めて出会う教育者であり、家庭教育の中で親が果たすべき役割はとても大切である。学校教育が学校だけでできなくなっているように、家庭教育も親だけではできなくなっている。公民館も地域ぐるみの家庭教育支援の取組を進めているが、家庭との関わりを増やし、どれだけ親が安心できるようにしてあげられるかが大切になっている。

○本当に伝えたい保護者へのメッセージは、簡単には伝わらず、むしろ、伝えたい人にこそ伝わらないという現状がある。しかし、やめてしまえば一層伝わらないので、いつか伝わることを期待して続けるしかない。ストレートに伝えられないならば、第三者を介して伝えていくことも必要となり、その役割は、スクールソーシャルワーカーが担うべきところである。

○家庭教育の支援については、教育が各家庭に入り込めることは少ないため、現状ではより良い家庭教育を進める主体である保護者に対して支援している。今最も問題なのは、幼児虐待、児童虐待であり、依然としてその数は減っていない。この問題は、教育だけで対応するには限度がある。働きかけは教育分野でやったとしても、市の福祉や子育ての部署と密接に連携しながら、保護者がもっと自信を持って子どもに接することができるような施策が望まれる。家庭教育支援だけで達成することは難しい

め、幼児教育や乳幼児健診において保護者への教育支援をしていくことが必要である。

○幼児虐待、児童虐待については、看過できない問題として、地域の人々の集まりの中でも語り合いができると良い。公民館から多くの人に問題提起し、共に考えるよう働きかけていくことも必要である。

○家庭教育に対する支援は、既にいろいろなことが実施され、P T Aも家庭教育学級を開き、講師を呼んで学ぶ機会をつくっている。ただし、いろいろな事情を抱えている家庭もあり、実行するのは言うほど簡単ではない。しかし、家庭教育への支援は大きく打ち出しておかないと、誰もそこに向かっていかなくなってしまう恐れもある。

○P T Aの中には、一部では解散や分裂してしまうなどの状況もあるが、一方では素晴らしい取組をしている事例もある。そうしたP T Aに通底しているのは、講義のような一方的な学びではなく、みんなで学んでいこう、みんなで考えを出していこう、違いも理解していこう、という考えがあることである。そうした気持ちを分かち合える活動が大事だと思われる。

○子どもたちを育むためには、地域社会の教育力をいかすことが重要である。現在も行われているが、もっときめ細かく広げていき、特に定年退職後の元気で能力も高く、時間もある方々が教育に参加できるシステムをつくれると良い。

○地域の教育力にはすごいものがある。例えば、地域防災訓練に生徒が参加すると、生徒たちは地域の方から様々なことを学んで学校に戻ってくる。地域で餅つきをすれば、生徒たちは餅つきや日本の文化を学んでくる。地域の教育力は、学校ではできないものを十分に補える。家庭、地域、学校が子どもたちにどういう人間になってもらいたいかを共有し、それぞれが、その目的に向かって取り組み、協働して子どもたちを育むことが重要である。

○中学生は、公民館事業などの運営に参加することや、地元の多様な活動に関わることを通じて、地域の大人と協力することや地域のことなど、様々なことを学べる。

○青少年の非行の問題では、時代によって子どもにも変化や傾向があり、子どもたちを導いていくには、地域の大人による対応が必要である。

○学校種間（幼保・小、小・中、中・高、高・大）の連携を強化する。保育、義務教育、高等教育のネットワーク化を進める。

○子育て支援として、幼保小の連携を施策の中で位置付けていくことが大事である。

基本方針 6

地域主体で取り組む社会教育の振興

特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。

○社会教育を進めていく上で大事なことは、学ぶ場は一つではないこと、教えてもらうばかりではなく、一緒に学び合うこと、学び合いを通じて地域の豊かさが増大することである。さらに、これらの活動を通じて、地域課題の解消や新しいことを生み出すことにつなげていくことも重要になる。

○社会教育の講座などは対象者が選択するものであるため、受けてもらいたい人がなかなか来てくれないという現実がある。しかし、たとえ数人でも、その人たちに向けた社会教育を推進していけば、徐々に裾野が広がり、学んだ人たちが学びの成果を届けたい人に届けてくれることもあると思われる。地道な活動をPTAや公民館が続けていくことが家庭教育を支援していくことにもつながる。

○世代ごとの学びを地域とつなげることができれば、社会教育の幅や質が広がる。

○多様化する社会の中で「地域課題の解消」や「住民同士の学び合い」は、公民館活動だけで達成できるものではないため、住民が集える場や児童館など、それぞれの施設に見合った学び合いや学びの場の提供が大事になってくる。

○公民館は地域の団体などが活動する拠点になっている。様々な団体が公民館や老人憩いの家、児童館、自治会館などを使いながら、田植えや鮎のつかみ取り、そうめん流し、竹細工など、いろいろな事業を子どもたち向けに実施している。これからも多世代が交流できるような特色ある活動を展開していけると良い。

○青少年を育成する事業で子どもたちと関わる中で、子どもたちが主体的に取り組んでもらえるようなプログラムを組んでいこうとしているが、少子高齢化が進む中、現場では育成者の世代交代が進まないという課題がある。また、育成事業に中学生に参加してもらいたい、部活動が忙しくて参加できない子もいる。こうした社会教育活動の課題への対処も考えていくべきである。

○社会を創るということは、個々人が自治会や市のプロジェクトなどのメンバーとして、みんなで一緒になってやっていくということであり、そこに参加する力が大事に

なる。自分の感覚や都合だけで行動するのではなく、厚木のまちはみんなでつくるという意識が厚木らしさにつながる。

○子どもたちが将来進むことができる具体的な進路について、学校教育の中だけでなく、公民館活動などの社会教育の中でも紹介し、親の仕事や様々な職業について、子どもたちが学べる機会があることが望ましい。いろいろな職業の人を呼んで、道具や写真などを用いて具体的な話をしてもらい、目の前で職業に触れることができると良い。

○子どもたちがふるさと感じられる教育が必要。ふるさと感じるために大事な時期は小学生の時代であり、地域の伝統、文化、お祭り、お囃子などに主体的に触れることで、ふるさとへの思いが生まれてくる。

○子どもたちと楽しく遊ぶだけでなく、学校ではできないようなこと、地域の特色や人材をいかした体験教室などを実施していくことが重要である。

○学校は公教育として一定の役割があるが、人は卒業しても、社会人になっても、定年しても、どう幸せに生きるかが大切である。そうすることができる社会や地域を創っていく必要がある。

○義務教育の中で主権者教育をすることはもちろん大事だが、義務教育を終えた成人にも必要。どのようにそうした意識を高めていくのかという課題がある。

基本方針 7

地域文化の振興と自主的な学びの支援

ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。

○地域文化の振興は、これからの厚木にとって、とても大切になってくるポイントである。これだけ歴史のあるまちは近辺にはないので、厚木市の特徴として大きく打ち出せる分野になる。

○地域と学校を横断する形で自分のスタイルに合わせて生涯にわたり、学びたい時に学びたいことが学べるようにする。その中では、公民館や博物館、図書館、見学ができる企業などを学びの場として、座学に特化せずに屋外も含めて学びの場としていくべきである。

○教育機会を持ちたかったのに持てなかった人の絶対数は少ないが、少なからずおり、形式卒業の人も加えると、歳を取ってから学び直したいというニーズはたくさんある。そんな時にいつでも学び直せる環境があることが大切である。

○人生 80 年と言われた時代から人生 100 年時代になろうとする中、高齢者の方の中には何をしたいか具体的には分からない方もいる。その具体的なものを生涯学習の一環で、ある程度提示することも大事なことである。生涯を通じていくつになっても知りたいことを学べる機会、やりたいことをやれる機会の充実、環境の整備を行政として進めていく必要がある。

○厚木は、充実した子育て環境や幼児教育のまちであるため、その延長で義務教育や高校、大学とつなげていくことを考えるべき。さらに、60 代、70 代の人々が学べる場はなかなかないことから、子育てからつながっていくネットワークの中で 70 代になっても学べるようなまちを目指し、学び続ける力の大切さを打ち出していくことが必要である。

○義務教育は大切であるが、今の学校教育は乗り越えなければならない問題があまりに大きくなっている。なぜ、全国平均で 1 割の子が不登校傾向になってしまうのか。厚木はコミュニティ・スクールのように地域や保護者の力を合わせて教育していこうとしていることは、すごく良いことだが、学校教育だけに重点化してしまうべきではない。厚木はたくさんのメリットを持った都市であるため、それをいかして生涯学習

としても幅広く学べることを保障していくことが大切である。

○問い、調べ、分析、仮説、試行、検証、認知レベルの深化、選択力など、一生楽しみながら学び続ける態度・技法の習得を目指す。

○これからは社会が激変するため、社会に出ても、学び続けること、学び直しは一生しなければならない。学校教育の在り方を捉え直しながら、地域の教育力も一緒に考えると、図書館については、教育の場としてもっと積極的な位置付けがされるべきである。いつでも行けて本や映像などに親しみ、集まって討論し、いろいろなことを学べる施設を目指してほしい。

○読書活動は、学力の向上、豊かな心の育成などにとっても効果があるので、積極的に取り組んでほしい。

○厚木市には図書館や博物館、プラネタリウム、七沢自然ふれあいセンターなど、文化的な施設は多くあるため、それら全てを有効に活用することが大事である。

○市立図書館、郷土資料館のほか、市内の各種施設を無料で自由に出入りして、興味の赴くまま何度でも通って学べるようにする。さらに、市が交渉して近隣の市町村、県内、東京都の施設でも可能にすべく徐々に広げていく。

○社会教育で最も重要なのは、「学び直したい」「知的好奇心を満たしたい」などの気持ちに答えることである。厚木の公民館活動は優れているが、これから先の10年を考えると、学びの場を広げることや、企業・大学と連携することが重要になってくる。厚木には、大学がたくさんあるため、公民館と大学がリンクして事業をしたり、企業の大きな研究施設で子どもも大人も一緒に勉強したりできたら、すごいことができる。

○市内の大学や企業による専門的な学びの支援の必要性があるため、大学・企業と連携した取組を推進すべきである。

○市内の各種企業に協力を仰ぎ、随時あるいは所定日に見学や実体験の機会を持てるようにする。

基本方針 8

スポーツ活動の推進

いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を通じて活力ある地域づくりを推進します。

○スポーツ・レクリエーション活動を推進する目的は、トップアスリートの育成や指導者の養成などもあるが、特に重要なのは、広く市民にスポーツ活動に携わってもらうことである。たくさんの人がスポーツに関わることで、より良い地域づくりにもつながることになる。

○スポーツをすることで感じる楽しいなどといった気持ちは、「目的としての価値」と言われる一方で、スポーツを通じた人格形成、健康づくりなどは、「手段としての価値」と言われている。実際は価値を考えながらスポーツをするわけではないが、楽しい、面白いなどの「目的としての価値」からスポーツを始め、「手段としての価値」につなげていくことが重要で、そのためにはスポーツができる環境が重要になってくる。

○健康長寿を保障する心身の練磨と、真の健康は何かを体得する。健全なスポーツ文化を日常化することを通して、親和的・協調的かつ相互扶助的な教育力のある地域コミュニティを創出していくことが必要である。

○ラグビーワールドカップの日本代表の姿などから、スポーツを通じて挑戦することの素晴らしさは、子どもも大人も共感できるものである。オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ振興の熱が増してくるため、多くの人がスポーツに親しめる施策を盛り込んでいくべきである。

○2020 年は東京オリンピック・パラリンピックが開かれるため、スポーツ振興への機運や、子どもから高齢者まで多くの人のスポーツへの関心が高まっていくことから、これをきっかけに、更にスポーツ振興を推進していくべきである。

○全ての市民が気軽に利用できる、魅力あるスポーツ空間を整備するとともに、不具合箇所がなく、障がい者や高齢者を含む地域住民がスポーツに集中できる安心・安全な施設整備を推進することが必要である。

6 資料

(1) 厚木市第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会規則

(設置)

第1条 第2次厚木市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について調査審議するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の基本理念、基本目標及び基本方針に関すること。
- (2) その他基本計画の策定について、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 教育関係団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 市立小・中学校長

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年8月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることがで

きる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、基本計画主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年8月31日限り、その効力を失う。

(2) 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	選出区分	役職名等
委員長	ヨコタ ソウイチロウ 横田 宗一郎	規則第3条第4号 (市立小・中学校長)	厚木市立南毛利小学校長
職務代理者	ハヤシ モトハル 林 元春	規則第3条第3号 (学識経験者)	厚木市立公民館長連絡会会長
委員	シモ コウイチ 下 孝一	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
委員	タケベ キミヤ 武部 公也	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
委員	キクチ フジヲ 菊地 富士夫	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	厚木市青少年健全育成会 連絡協議会理事
委員	シブヤ タケシ 澁谷 岳史	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	公益財団法人 厚木市体育協会事務局長
委員	ソネ ダイ 曾根 大	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	厚木市立小中学校 P T A連絡協議会幹事
委員	ムロタ ヨウコ 室田 陽子	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	厚木市立小中学校 P T A連絡協議会会計
委員	コガ カズミ 小賀 和美	規則第3条第3号 (学識経験者)	元厚木市立睦合中学校長
委員	キムラ カツミ 木村 克己	規則第3条第4号 (市立小・中学校長)	厚木市立睦合東中学校長

(3) 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会会議経過

開催回	開催日時	内 容
第1回	令和元年9月19日(木) 15時00分～17時00分	1 委嘱状交付 2 教育長あいさつ 3 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会について 4 委員長の選出について 5 職務代理者の選出について 6 第2次厚木市教育振興基本計画策定方針について 7 第2次厚木市教育振興基本計画について 8 その他
第2回	令和元年10月21日(月) 15時00分～16時50分	1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標について 2 その他
第3回	令和元年11月11日(月) 15時00分～16時50分	1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本目標について 2 その他
第4回	令和元年12月16日(月) 15時00分～17時00分	1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本目標について 2 第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針について 3 その他
第5回	令和2年1月15日(水) 10時00分～12時00分	1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針について 2 その他
第6回	令和2年2月18日(火) 10時00分～11時50分	1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針について 2 第2次厚木市教育振興基本計画の提言について 3 その他
第7回	令和2年3月13日(金) 10時00分～11時00分	1 第2次厚木市教育振興基本計画の提言について 2 その他 3 提言書提出